

「特定原子力施設に係る実施計画」の 認可について

平成25年8月14日

東京電力株式会社



東京電力

TEPCO

実施計画の認可までのプロセス

実施計画の提出（平成24年12月7日）

○特定原子力施設監視・評価検討会による審議（H25.8.14時点）

◆平成25年7月29日までで、下記を例とした主要な項目（トラブル案件含）について計14回の審議を実施

- 多核種除去設備のホット試験開始にあたっての安全性
- 3, 4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しの安全性
- 1～4号機原子炉建屋の耐震性
- 燃料デブリ取り出しステップ
- 放射性廃棄物の処理・保管・管理計画
- 汚染水処理の対応
- 特定原子力施設のリスク評価

○原子力規制庁との面談における個別指摘事項への対応

審議状況・個別指摘事項等を踏まえた実施計画の補正
◆平成25年8月12日迄で計11回の補正を実施

原子力規制委員会ならびに規制庁の確認・評価

実施計画の認可

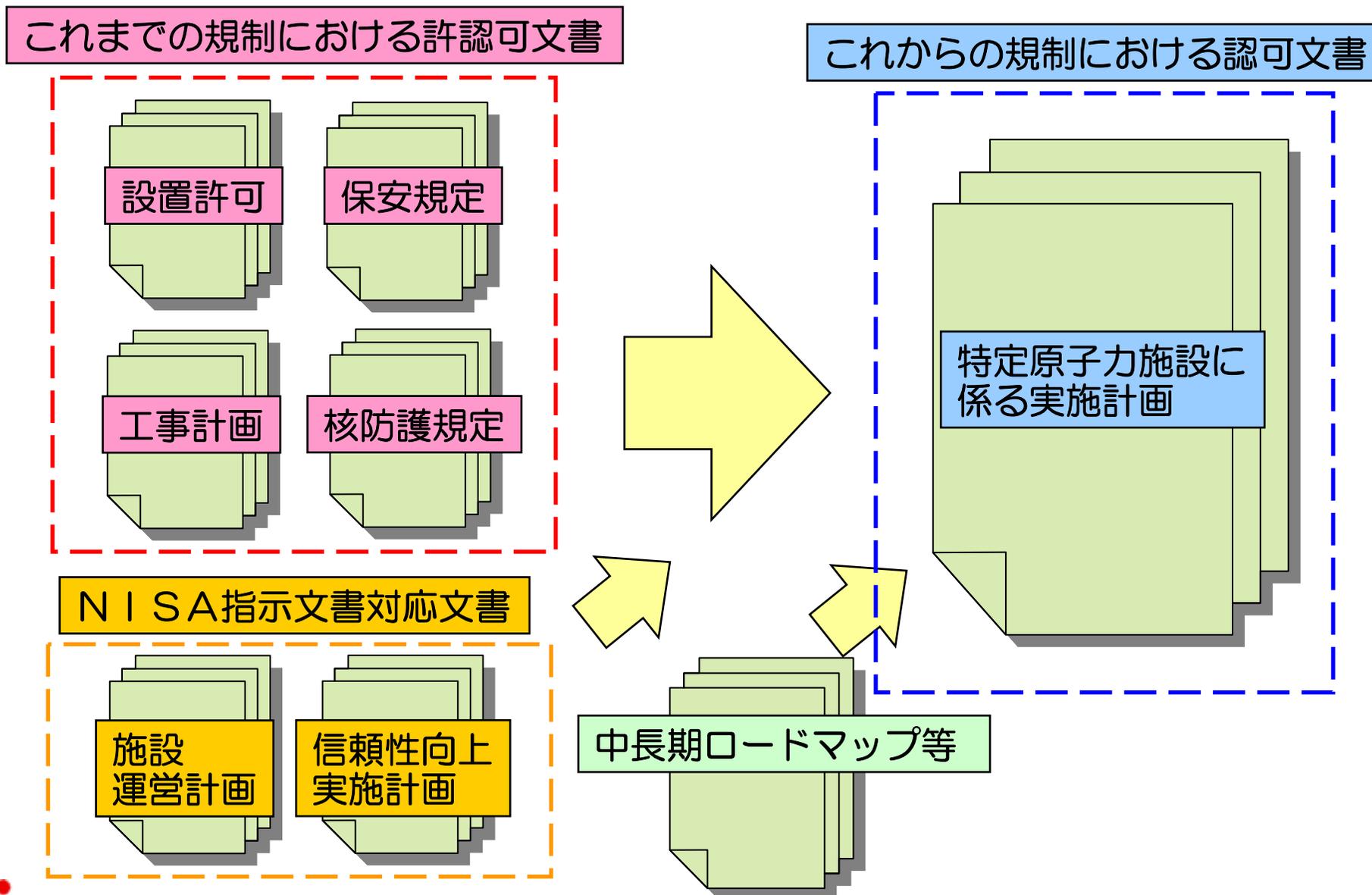
→平成25年8月14日に原子力規制委員会にて決定、同日認可書を受領

実施計画に基づく規制への移行

「実施計画」に基づく規制・検査

- 実施計画の認可後は、本実施計画に基づき、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施
- 原子炉等規制法第64条の3第2項に基づき、本実施計画を変更しようとする際は、原子力規制委員会の認可を受ける
(実施計画の変更認可)
- 原子炉等規制法第64条の3第7項に基づき、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従って行われているかについて、原子力規制委員会が行う検査を受検する
(使用前検査、溶接検査、施設定期検査、保安検査等)

(参考) 実施計画の構成 (1)

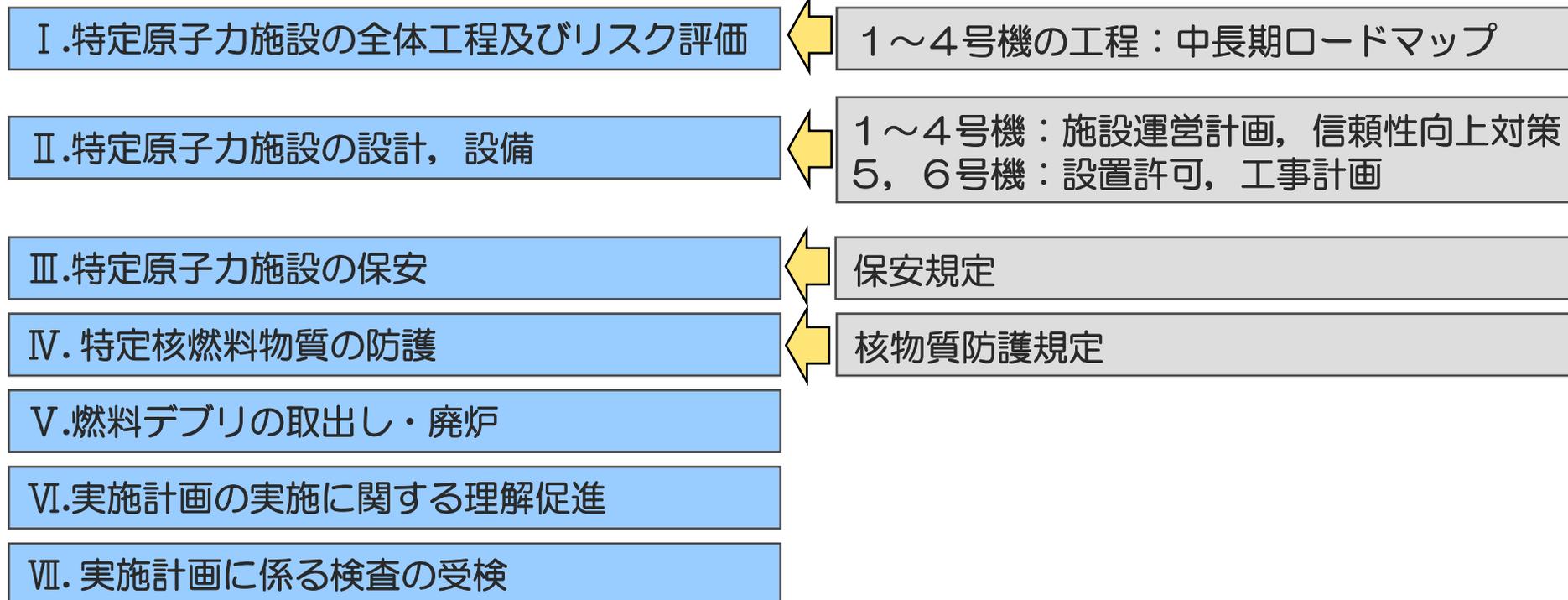


(参考) 実施計画の構成 (2)

原子力規制委員会から法律に基づき提示された「措置を講ずべき事項」に基づき「実施計画」を作成

「実施計画」の構成

「実施計画」の元となる文書



➤ 「実施計画」策定にあたっては、
「措置を講ずべき事項 VI. 実施計画を策定するにあたり考慮すべき事項」
に基づき、
「施設運営計画」，「信頼性向上対策に係る実施計画」，
「保安規定」，「核物質防護規定」 等を適切に反映

(参考) 特定原子力施設監視・評価検討会での審議状況

○特定原子力施設監視・評価検討会による審議（H25.8.14時点）

- 第1回(H24.12.21): 全体説明
- 第2回(H25.1.24) : リスク評価, 多核種除去設備
- 第3回(H25.2.1) : 多核種除去設備, 線量低減対策
- 第4回(H25.2.21) : 多核種除去設備, 4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しの安全性, 3号機燃料取り出しカバー, 1～4号機原子炉建屋の耐震性
- 第5回(H25.3.1) : 多核種除去設備, 4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しの安全性
- 第6回(H25.3.8) : 多核種除去設備, 全体工程・リスク評価, 燃料デブリ取り出し, 敷地周辺の線量評価
- 第7回(H25.3.29) : 停電事故
- 第8回(H25.4.12) : 地下貯水槽からの漏えい, 地下水流入に対する止水対策
4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しの安全性 等
- 第9回(H25.4.19) : 地下貯水槽からの漏えい, 汚染水処理の対応,
放射性廃棄物の処理・保管・管理計画
- 第10回(H25.5.17) : 多核種除去設備のホット試験, 放射性廃棄物等の処理・保管・管理計画,
リスク評価,
入退域管理施設の設置, 地下貯水槽からの漏えい, 汚染水処理の対応
- 第11回(H25.5.24) : 多核種除去設備のホット試験, リスク評価, 地下貯水槽からの漏えい
- 第12回(H25.6.14) : 汚染水処理委員会における地下水流入対策, リスク評価,
地下貯水槽からの漏えい
- 第13回(H25.6.28) : 中長期ロードマップの改訂について, 1・2号機取水口(護岸)付近の
地下水からの告示濃度限度を超える放射性物質の検出について,
1号機原子炉建屋カバーの解体
- 第14回(H25.7.29) : 1・2号機取水口(護岸)付近の地下水からの告示濃度限度を超える放射性
物質の検出について, 3号機原子炉建屋5階中央部近傍の湯気の確認,
多核種除去設備バッチ処理タンクからの漏えいを踏まえた今後の対応